

学 長	教務委員長	教務課長	受取者

※鉛筆書き不可

令和 年 月 日

公 欠 届

長岡大学長 殿

学籍番号

氏 名

下記のとおり、授業を ☐ 欠席します ので届け出ます。

☐ 欠席しました

※裏面も記入すること

理 由	添付書類・理由 等	備考
☐ 1. 忌引 続柄 ()	死亡診断書又は会葬礼状 (コピー可)	* 1
☐ 2. 伝染病 (学校保健安全法施行規則第 18 条)	医療機関等の証明書	* 2 / * A
☐ 3. 天災	自治体発行の証明書	* 3
☐ 4. 公共交通機関の運休や大幅な遅延	交通機関発行の証明書	* 4
☐ 5. 就職活動における試験日	教務課所定用紙	* 5
☐ 6. 裁判員に指名	公的な証明書	* 6
☐ 7. 学校代表としての行事・公式大会	依頼書、開催要項等の書類	* 7
☐ 8. その他大学が必要と認めた場合	☐ 理由 () ☐ 合理的配慮	* 8

【備考】

- * 1 父母、配偶者の場合＝連続した7日を上限。
祖父母、兄弟姉妹の場合＝連続した3日を上限。おじ、おばの場合＝1日を上限。
祖父母、兄弟姉妹、おじ、おばが遠隔地の場合は上記日数に2日を加算して認める。
保護者死亡の場合で保証人変更の場合は保証人変更届も提出する。
- * 2 伝染病により異なるが、罹患してから治癒するまでの期間または、医師の登校許可が出るまでの日
- * 3 最大2週間
- * 4 最大1日、半日の場合もある。
- * 5 就職試験日のみ1日。教務課の所定用紙を利用。
- * 6 候補者手続きで裁判所に行った場合は半日、裁判員として選任され裁判に参加した場合は3日程度。
- * 7 行事は原則1日、公式大会等は最大開催期間。
- * 8 原則最大1日

上記理由の1～5までは事由発生後1週間以内に提出。6～8は事前に提出すること。

上記理由以外で休む場合は欠席届を教務課に提出すること。

上記理由での公欠回数が該当講義の1/3以上となる場合、それ以上の公欠を認めない。

- * A 第一種伝染病：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ
 - 第二種伝染病：インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
 - 第三種伝染病：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症
- 条件によっては出席停止の措置が必要とされる疾患：溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、りんご病、ヘルパンギーナ、水いぼ、とびひ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ。

[illegible]